

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>別表1 } 別表2 } (略) 別表3 } 別表4 }</p>	<p>附 則 (令和5年達示第59号) この規程は、令和6年3月1日から施行する。</p> <p>別表1 } 別表2 } (同 左) 別表3 } 別表4 } (別 添)</p>

別表4 患者の意思による自由診療（歯科領域に係る診療）

区分	算定単位	料金（円）	備考
(略)			
10 歯科矯正関連			
(略)			
(2) 装置料			
(略)			
ナ マウスピース型カスタムメイド矯正歯科装置 両顎（アライナー15枚以上）	1装置につき	451,990 <u>495,000</u>	
両顎（アライナー14枚まで）	1装置につき	261,690 <u>281,930</u>	
両顎（アライナー14枚まで）に係るアライナー の追加	1回につき	32,450	
治療計画承認前に中止の場合	1回につき	62,150	
(略)			
(略)			

備考 料金は全て税込表示である。